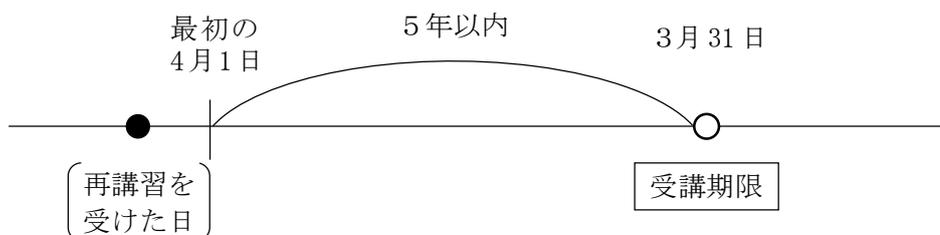


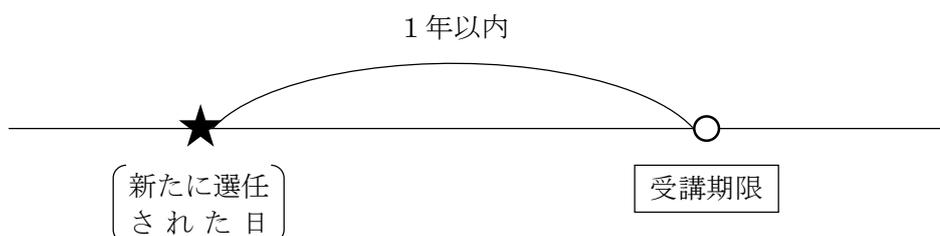
## 受講期限の起算方法について

甲種防火管理再講習（以下「再講習」という。）の受講期限の起算方法は、次のとおりです。

- ① 5年以上継続して、再講習の受講が必要な防火対象物の防火管理者に選任されている場合は、再講習を受講した日以後の最初の4月1日から5年以内に受講が必要



- ② 新たに再講習の受講が必要な防火対象物の防火管理者に選任された場合は、選任された日から1年以内に受講が必要



ただし、選任された日の前4年以内に甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を受講している場合は、受講日以後の最初の4月1日から5年以内に受講が必要

